

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、石川県人材確保・定住推進機構と称する。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を石川県金沢市石引4丁目17番1号に置く。

(目的)

第3条 本機構は、人口減少社会にあっても、石川への人の流れをつくり、本県における地方創生と産業活力の向上を図るため、産業界、教育界、行政が一体となって人材の確保及び本県への定住を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) いしかわ就職・定住総合サポートセンター、いしかわ移住UIターン相談センター及びサテライトセンターの運営
- (2) 企業の人材の確保及び育成に対する支援に関する事業
- (3) 若者の適切な職業選択に対する支援に関する事業
- (4) 若者、女性、移住希望者等の就業支援に関する事業
- (5) 本県への定住の促進に関する事業
- (6) 学生の県内定着の促進に関する事業
- (7) その他目的に達成のために必要な事業

第2章 組織等

(構成)

第5条 本機構は別表に掲げる団体により構成する。

(役員)

第6条 本機構の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営委員長 1名
- (3) 副運営委員長 2名
- (4) 運営委員 20名以内
- (5) 監事 2名

2 会長は、石川県知事をもって充てる。

3 運営委員長は、石川県商工労働部長をもって充てる。

4 副運営委員長は、石川県企画振興部長及びいしかわ就職・定住総合サポートセンターの長(以下「センター長」という。)をもって充てる。

5 運営委員及び監事は、構成団体の役員のうちから、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本機構を代表し、会務を総理する。

2 運営委員長は、運営委員会を総括する。

- 3 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が事故あるときまたは欠けたときは、センター長である副運営委員長が、運営委員長の職務を代行する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、本規約に定める事項を議決する。
- 5 監事は、本機構の会計について監査する。

(任期)

第8条 運営委員及び監事の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された運営委員及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会の開催

(運営委員会)

第9条 本機構の運営に必要な事項を審議するため、運営委員会を置く、

(招集)

第10条 運営委員会は、運営委員長が招集し、運営委員長が議長となる。

(議決事項)

第11条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他の重要事項

- 2 運営委員長は、前項の規定により運営委員会において決定した事項について会長に報告し、承認を受けなければならない。

(定足数)

第12条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第13条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(専決処分)

第14条 運営委員長は、運営委員会を招集するいとまがない場合は、運営委員会の議決事項について、専決処分を行うことができる。

- 2 運営委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 特別委員会の設置

(特別委員会)

第15条 本機構の事業の執行にあたり必要な事項を審議するため、運営委員の他に特別委員会を置くことができる。

(設置事項)

第16条 特別委員会の設置に必要な事項は別に定めるものとする。

第5章 部会

(部 会)

第 17 条 本機構の事業の執行にあたり必要な事項を審議するため、次の地域ごとに運営委員会の部会を置く。

(1) 能登北中部地域 (七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町)

(2) 石川中央地域 (金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町)

(3) 南加賀地域 (小松市、加賀市、能美市、川北町)

2 各部会の委員は、該当地域の市町の職員及びその他の構成団体の役職員のうちから会長が委嘱する。

(部会長)

第 18 条 各部会の部会長及び副部会長は、該当する地域の市町の職員のうちから会長が委嘱する。部会長に事故あるときまたは欠けたときは、副部会長が部会長の職務を代行する。

(任 期)

第 19 条 部会長及び副部会長並びに部会の委員の任期は、2年間とする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(招 集)

第 20 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(定足数)

第 21 条 部会は、当該部会の委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 22 条 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 23 条 本機構の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、センター長、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 センター長、事務局長その他の職員は、会長が任命する。

第 7 章 経費及び会計

(経費)

第 24 条 本機構の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 25 条 本機構の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 解散

(解散)

第 26 条 本機構は、第 3 条の目的を達成したときは、運営委員会の議決を経て、解散する。

(残余財産の処分)

第 27 条 本機構の解散のときに有する残余財産は、運営委員会の議決を得て、本機構と類似の目

的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 補則

第28条 この規則で定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月14日から施行する。
- 2 設立当初の運営委員、監事、部会長及び部会の委員の任期は第8条及び第17条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成23年3月14日から施行する。
- 5 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

石川県人材確保・定住推進機構 構成団体

石川県

石川県教育委員会

金沢市

七尾市

小松市

輪島市

珠洲市

加賀市

羽咋市

かほく市

白山市

能美市

野々市市

川北町

津幡町

内灘町

志賀町

宝達志水町

中能登町

穴水町

能登町

石川県商工会議所連合会

石川県商工会連合会

石川県中小企業団体中央会

一般社団法人石川県経営者協会

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県農業総合支援機構

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

いしかわ学生定着推進協議会

(計 29 団体)